

岩手県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人敬 愛会	紫波郡矢巾町大 字広宮沢第1地 割100番地	社会福祉法人敬 愛会指定居宅介 護支援事業所	こずかたケアブ ランセンター	紫波郡矢巾町大 字広宮沢第1地 割2番地312	紫波郡矢巾町大 字又兵エ新田第 5地割335番地	令和2年4月 1日